



第76期 定時株主総会 招集ご通知

目次

招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件	
事業報告	39
連結計算書類	60
計算書類	62
監査報告	64

開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 9時）

開催
場所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会へのご出席にあたってはご自身の体調に十分ご留意いただきますようお願いいたします。なお、会場ではマスクの着用・体温測定等の感染防止策にご協力いただきます。また、感染リスクを防ぐため書面又はインターネットによる事前の議決権行使をぜひともご検討ください。今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブページにてご案内申し上げます。



<https://www.anestiwata-corp.com/jp>

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループは、1926年の創業以来97年目を迎えました。「塗料並びに各種液体を霧にする技術」と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据え、常にお客様の立場に立ち、高性能かつ高品質の製品やサービスをご提供することで、お客様をはじめとした、全てのステークホルダーの皆様における満足度を向上させることを目指してまいりました。また、社会に貢献すること、働く従業員を活かし、幸せにすることが企業としての存在意義であると考えて、事業活動を進めております。

前中期経営計画の最終年度となった2021年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、残念ながら、当初の売上計画値を下回る結果となりました。しかしながらこの危機を逆に機会と捉え、業務効率の改善を加速させた結果、売上高及び利益はいずれも過去最高実績となり、従来予想を上回る配当をお支払いするための議案を本定時株主総会へ上程することができました。これも、ひとえに皆様のご理解、ご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。また、当社グループは新たな業務執行体制の下、本年4月より3か年にわたる新中期経営計画をスタートいたしました。海外市場を成長の源と位置付け、最適な製販技体制を整えるとともに、お客様の満足度を高め、同時に社内業務効率の改善を促進すべく、デジタル化の加速のための積極的な投資を継続してまいります。当社グループを取り巻く外部環境は、新型コロナウイルス禍や地政学的リスクなど、ますます不透明性が高まりつつありますが、モノづくりを通じて、社会に必要な企業としての存続と株主の皆様をはじめとした全てのステークホルダーの皆様からのご期待に応えるべく全力で事業活動を行う所存です。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

2022年6月2日

代表取締役 社長執行役員 深瀬真一



「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」 となるために

当社グループは100年企業に向けて
ONLY ONEの商品で、
市場ごとの **NUMBER ONE** (No.1)を、
グループ丸 **ONE ANEST IWATA** となって、
GLOBAL ONE を目指します。

Active
with Newest Technology

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記の開催方針に基づいて株主総会を開催いたします。

なにとぞご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ・例年よりも縮小した規模での開催となります。
- ・株主の皆様のお席の間隔を広く確保するため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・例年開催しておりました株主総会終了後の株主懇談会につきましては、取り止めとさせていただきます。
- ・ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、**郵送又はインターネットによる事前行使**をご利用ください。(詳細は5～7頁のとおりです。)
- ・ご来場の際は、マスクをご着用の上、会場備え付けのアルコール消毒液をご利用ください。
- ・当日は株主の皆様のご体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、あるいは体調不良を感じられた場合のご入場をお断りする場合がございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・マスクのご着用を含む上記感染対策にご協力いただけない場合につきましても、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会に出席する取締役候補者及び当社運営メンバーは、マスクを着用いたします。
- ・上記以外にも、株主総会開催日時点において必要な感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブページにてご案内申し上げます。

<https://www.anestiwata-corp.com/jp>



新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

第76期 定時株主総会招集ご通知

証券コード 6381 2022年6月2日

アネスト岩田株式会社

1 日 時 2022年**6月24日**(金曜日) 午前**10時**

2 場 所 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

3 会議の 目的事項

報告事項： ①第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
②第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

2022年6月13日（月）より、第76期の事業報告に関するご説明資料及び動画を当社ウェブサイト（<https://www.anestiwata-corp.com/jp/ir/library/sh-meeting-material>）より、ご確認ください。



決議事項： 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

(2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

(4) 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anestiwata-corp.com/jp>) に掲載しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事項は記載していません。なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「5. 株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.anestiwata-corp.com/jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

2 インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで
議決権行使サイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



3 株主総会へ出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

1. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
2. 「パスワード（株主様が変更されたものを含みます）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
3. インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。



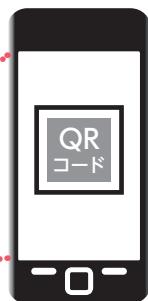
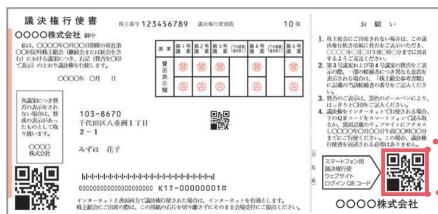
インターネットによる議決権行使のご案内 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分まで

1 QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

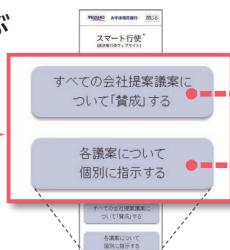


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

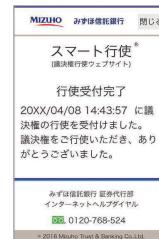
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

●スマート行使による議決権行使の後は、是非ともアンケートへのご回答をお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使サイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

又は 議決権行使 みずほ 検索



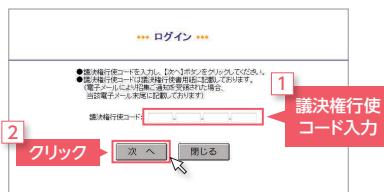
議決権
行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分まで

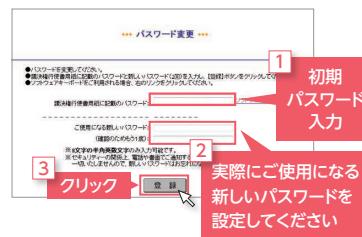
1 議決権行使サイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524

受付時間 年末年始を除く9:00~21:00

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

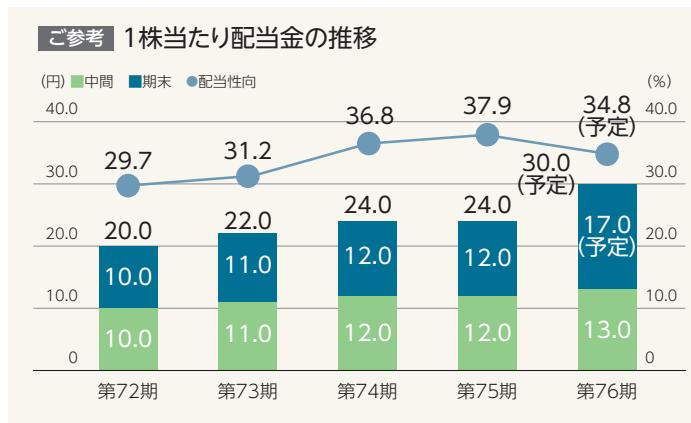
■ 株主総会参考書類

議決権行使にあたってのポイント説明

第1号議案のポイント

当社グループの配当に関する考え方

当社では、連結業績の「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲並びに連結配当性向35%を目安としております。

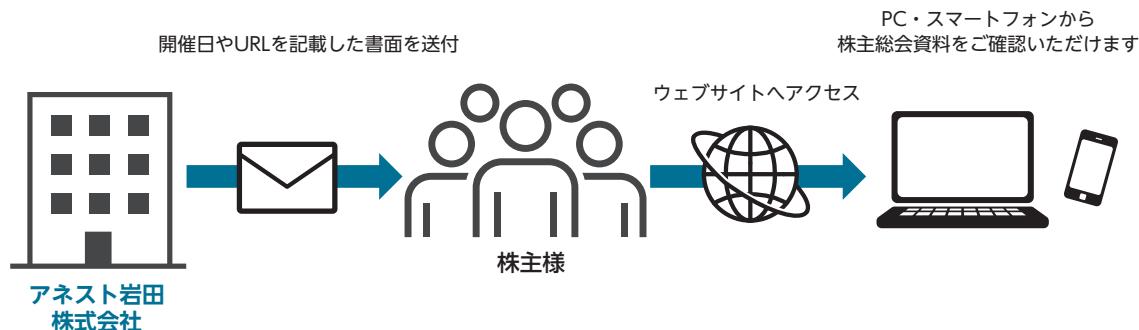


第2号議案のポイント

株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款の一部変更を提案いたします。

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主の皆様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、上場会社に対して強制適用されることから、当社の定時株主総会では、2023年6月開催予定の第77期定時株主総会から電子提供制度が適用されます。



第3号議案及び第4号議案のポイント

- ・塗装機器及び塗装システムの技術に関する高い専門性と営業・マーケティングの分野で豊富な経験を有する武田克己氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
- ・取締役である大橋玲子氏について、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いいたします。

	氏名	性別	企業経営	海外企業経営	人事・人材開発	監査	研究開発・製造	営業・マーケティング	財務会計	法務	取締役候補者属性		
取締役	深瀬真一	男性	●				●	●			再任		
	壺田貴弘	男性	●				●	●			再任		
	大澤健一	男性		●			●	●			再任		
	武田克己	男性					●	●			新任		
	米田康三	男性	●	●					●		再任	社外	独立役員
	浅井侯序	男性		●	●			●	●	●	再任	社外	独立役員
	白井裕子	女性			●	●				●	再任	社外	独立役員
監査等委員である取締役	鈴木正人	男性				●	●	●			再任		
	大島恭輔	男性	●		●	●		●		●	再任	社外	独立役員
	松木和道	男性	●	●	●	●				●	再任	社外	独立役員
	大橋玲子	女性				●			●		新任	社外	独立役員

第5号議案のポイント

当社グループの事業活動は、「塗料並びに各種液体を霧にする技術」をコアに据えたコーティング事業と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据えたエアエナジー事業の2つから成り立っています。そして、「圧縮空気をを用いた液体の霧化方式」「コーティング技術を応用した潤滑油を使わない圧縮機の製造」など、両事業が持つノウハウを相互に活用した製品開発をはじめ、製造からお客様へのご提案に至る全ての活動において両事業が互いに作用しながら、世界のモノづくりに貢献する事業活動を行っております。

事業活動を安定的に展開するためには、当社の経営に参加する意思のない株式の大規模買付行為や、一時的に経営を支配して買付者の利益のみを目的として行われる事業売却などに対する対応策が重要と認識しています。

ステークホルダーの利益を損ない、かつ当社グループの企業価値並びに株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する可能性がある株式の大規模買付行為が発生した場合、**株主の皆様並びに当社が十分な検討時間を確保**できるよう、本方針を毎年継続してご提案しております。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17.0円

総額694,219,021円

中間期配当金の1株につき13.0円と合わせ年間配当金は1株につき30.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

配当 (円)

	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
中間期	10	11	12	12	13
期末	10	11	12	12	17(予定)
合計	20	22	24	24	30(予定)

(%)

	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
配当性向	29.7	31.2	36.8	37.9	34.8(予定)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

P8の「議決権行使にあたってのポイント説明」に記載しましたとおり、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

※下線部は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
<p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>第17条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) 電子提供措置に関する経過措置</p> <p>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(ご参考)

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主の皆様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社の定時株主総会では、2023年6月開催予定の第77期定時株主総会から電子提供制度が適用されます。株主の皆様の手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

<書面交付請求のお問い合わせ先>

証券会社にお申し出の場合 ：口座を開設している証券会社
株主名簿管理人にお申し出の場合：みずほ信託銀行株式会社

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	サステナビリティ・CSR委員会出席率
1	ふかせ しんいち 深瀬 真一	代表取締役 社長執行役員 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員長 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (13回/13回)	—	—	—
2	つぼた たかひろ 壺田 貴弘	取締役会長	100% (13回/13回)	100% (6回/6回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
3	おおさわ けんいち 大澤 健一	取締役 専務執行役員 コーティング事業部長	100% (13回/13回)	—	—	—
4	たけだ かつみ 武田 克己	常務執行役員 営業本部長	—	—	—	—
5	よねだ こうぞう 米田 康三	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	100% (6回/6回)	—	—
6	あさい よしつぐ 浅井 侯序	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	100% (6回/6回)	—	—
7	しらい ゆうこ 白井 裕子	社外取締役 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (10回/10回)	—	—	—

- (注) 1. 取締役会及び各委員会の出席率及び出席回数は、当事業年度の実績です。
 2. 深瀬真一氏は、2022年4月1日付で上記の地位及び担当に就任いたしました。
 3. 壺田貴弘氏は、2022年4月1日付で取締役会長に就任し、代表取締役社長執行役員、指名・報酬委員会委員、内部統制委員会委員長、サステナビリティ・CSR委員会委員を退任いたしました。
 4. 白井裕子氏は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。また同氏は2022年4月1日付で指名・報酬委員会委員、内部統制委員会委員、サステナビリティ・CSR委員会委員に就任いたしました。

候補者番号

1

ふか せ しん いち
深瀬 真一 (男性)

再任



生年月日 1965年5月13日生 (満56歳) 所有する当社の株式数 29,739株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

■ 略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社
 2008年4月 アネスト岩田キャンベル株式会社代表取締役社長
 2010年4月 当社執行役員真空機器部長
 2016年4月 当社執行役員エアエナジー事業部福島工場長
 2019年4月 当社上席執行役員エアエナジー事業部長兼福島工場長
 2019年6月 当社取締役
 2020年4月 当社専務執行役員エアエナジー事業部長
 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現)

■ 重要な兼職の状況

深瀬真一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

深瀬真一氏は、技術者として当社のコア技術を熟知する一方で、国内販売子会社社長をはじめ、調達部門、福島工場長を歴任しており、販売・物流から調達・生産部門に至るまで、幅広い分野に高い専門性と知見を有しております。また、豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、人材の育成という点においても優れたリーダーシップを発揮しております。今後は代表取締役社長執行役員として、持続的な企業価値向上を牽引していくことができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 深瀬真一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。深瀬真一氏が選任されまると、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス禍の影響をはじめ、原材料の高騰や半導体部品の調達難等、当社の事業環境は不透明な状況が続いております。しかしながら、近年の危機管理対応活動により、図らずとも以前よりも効率化、強靱化されたことも多くあります。この経験を活かし、株主の皆様にご評価いただける様、しなやかで強靱な筋肉質の企業を目指し、成長することをお約束いたします。併せて、継続してSDGsを意識し、年齢や性別等に左右されない自由闊達な企業風土作りに尽力してまいります。

候補者番号

2

つば た たか ひろ
壺田 貴弘 (男性)

再任



生年月日 1957年5月15日生 (満64歳)

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

指名・報酬委員会への出席状況 100% (6回/6回)

内部統制委員会への出席状況 100% (5回/5回)

サステナビリティ・

CSR委員会への出席状況 100% (5回/5回)

所有する当社の株式数 75,026株

■ 略歴、地位、担当

1981年 4月 当社入社
 2000年 4月 当社塗装システム部長
 2001年 6月 当社取締役
 2003年 4月 当社塗装機器部長兼塗装システム部長
 2004年 4月 当社塗装機部長
 2008年 4月 当社代表取締役社長
 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事 (現)
 2014年 4月 当社代表取締役社長執行役員
 2018年 6月 当社経営管理本部長
 2020年 1月 当社コーティング事業部長
 2022年 4月 当社取締役会長 (現)

■ 重要な兼職の状況

ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

壺田貴弘氏は、これまで10年以上にわたり代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、当社グループの成長を牽引してまいりました。2022年4月からは取締役会長に就任し、取締役会議長として経営の監督を担っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

- 壺田貴弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 壺田貴弘氏は、ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事を兼務しております。同社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。
- 当社は、壺田貴弘氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。壺田貴弘氏が選任されまると、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。壺田貴弘氏が選任されまると、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

2022年3月に終了した前中期経営計画では、「グローバルニッチ市場開拓を強化し、それぞれの市場に適合する製品を、開発型企業として、スピード感を持って投入する」ことに注力してまいりました。また、この前中期経営計画3年間の内、後半の2年間は、新型コロナウイルス禍の影響を大きく受ける期間となりましたが、今回の危機を「企業改革の絶好の機会」として、冷静に分析・評価し、改革への知恵を絞り、当社ビジネスモデルを、大きく再構築することに注力いたしました。結果として、2022年3月期の経営結果は、創業以来の「最高連結販売額」「最高連結営業利益額」「最高連結経常利益額」「最高連結純利益額」を実現することができました。株主の皆様の、心強いご支援に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。2022年4月からは、新たな新中期経営計画が始まります。グローバル展開に関しては、前中期までの間に、ほぼ目的を達成できましたので、新中期では、開発型企業として、より、成長するために、「連続して、新製品を市場投入するメーカ」としての本質を強化することで、新中期末迄に、500億円企業を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

候補者番号

3 おおさわ けんいち 大澤 健一 (男性)

再任



生年月日 1970年1月19日生(満52歳) 所有する当社の株式数 3,128株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

■ 略歴、地位、担当

1990年4月 当社入社
 2010年1月 阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司総経理
 2012年6月 阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司総経理
 2014年4月 当社液圧機器部長
 2015年4月 当社執行役員
 2018年1月 当社コーティング開発部長
 2019年5月 当社上席執行役員兼東アジア市場統括
 2020年1月 当社コーティング事業部長補佐
 2020年4月 当社専務執行役員コーティング事業部長(現)
 2020年6月 当社取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

大澤健一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

大澤健一氏は、塗装機器・塗装システムの開発に精通するとともに、近年は、コーティング事業全体の成長基盤を強化するために開発・生産体制を抜本的に見直す全社改革を主導するなどの実績を上げております。また、長きにわたり海外子会社の代表者を務めており、グローバル視点による事業運営に必要な見識及び高い専門性を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大澤健一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。大澤健一氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

「100年に一度の大変革時代」に入ったと言われている自動車業界ですが、当社の事業フィールドである、塗装業界にも大きな変革が求められています。

あわせて日本の少子高齢化対応や環境課題への解決手法を新たなビジネスモデルとして、早期に確立する必要があります。

これらを実現するため、AIやIoTを用いた自動化技術の推進、CO₂排出削減や環境負荷の低い製品開発、生産現場においても高効率な工場への変革を進め、SDGsは勿論、カーボンニュートラルへの取り組みを加速してまいります。

候補者番号

4 ^{たけ} ^だ ^{かつ} ^み
武田 克己 (男性)

新任



生年月日 1967年3月28日生 (満55歳) 所有する当社の株式数 18,753株

取締役会への出席状況 ー% (一回/一回)

■ 略歴、地位、担当

1989年4月 当社入社
2008年4月 当社執行役員塗装機部長
2011年4月 当社液圧機器部長
2014年4月 当社コーティングシステム部長
2016年4月 当社執行役員コーティング事業部コーティングシステム部長
2020年4月 当社常務執行役員コーティング事業部コーティングシステム部長
2021年4月 当社常務執行役員国内営業本部長兼パートナーアライアンス部長
2022年4月 当社常務執行役員営業本部長 (現)

■ 重要な兼職の状況

武田克己氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

武田克己氏は、長年にわたり塗装機器・塗装システムの事業運営に携わり、高い専門性と豊富な営業経験を発揮しコーティング事業の拡大に貢献してまいりました。また近年は国内営業を統括する立場として、顧客満足度の向上に向けた営業基盤の確立を目指し業務改革を主導し実績を上げております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 武田克己氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。武田克己氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

お客様を取り巻く環境変化により、商品の購入プロセスにおける情報配信の在り方は大きく変化してきております。従来からの訪問を前提とした営業活動を見直し、ICT (Information and Communication Technology) 活用を進めてまいりました。その結果、新型コロナウイルス禍の中でも営業活動を止めることなく、お客様との接点を持つことができました。このつながりをさらに拡大し、お客様のご要望に具体性をもってお応えすることを第一に考え行動することで、顧客エンゲージメントを高める営業及びサービスのご提供を実践してまいります。

候補者番号

6

あ さ い よ し つぐ
浅井 侯 序 (男性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年5月16日生（満67歳）

取締役在任年数 2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況 100%（13回/13回）

指名・報酬委員会への出席状況 100%（6回/6回）

所有する当社の株式数 6,287株

■ 略歴、地位、担当

1977年4月 ブラザー工業株式会社入社
 1989年7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD 出向 同社代表取締役
 2000年10月 ブラザー工業株式会社総合企画部長
 2004年6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
 * EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
 2006年4月 同社執行役員人事部長
 2011年4月 同社常務執行役員法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション（広報）部担当
 2016年4月 同社常務執行役員財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当
 2017年6月 株式会社フジインコーポレーテッド社外取締役（現）
 2020年6月 当社社外取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

株式会社フジインコーポレーテッド 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

浅井侯序氏は、電機メーカにおいて人事や法務・総務部門の要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 浅井侯序氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅井侯序氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、浅井侯序氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、浅井侯序氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。浅井侯序氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。浅井侯序氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

新中期経営計画は、新型コロナウイルス禍や地政学的リスクへの対応をしつつ戦略策定するというチャレンジングな内容となりました。新たな経営陣は常に前向きに、長期的な成長の姿を描き、その実現に知恵を絞っていくと思っております。「全ての顧客に感動を与える商品を生み出し続ける」という固い決意で、中長期投資をしていくことが、戦略の中心になっています。株主の皆様からの期待に応え企業価値の向上に貢献できるよう取り組んでまいります。

候補者番号

7 ^{しら} ^い ^{ゆう} ^こ 白井 裕子 (女性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年2月11日生(満68歳) 所有する当社の株式数 1,179株

取締役在任年数 1年(本総会最終時)

取締役会への出席状況 100%(10回/10回)

■ 略歴、地位、担当

1986年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)
 1991年4月 ウイング総合法律事務所開設 パートナー弁護士
 2004年4月 関東弁護士連合会理事
 2005年4月 東京地方裁判所鑑定委員・調停委員
 2009年5月 東京都新宿区教育委員会委員長
 2010年4月 日本弁護士連合会監事
 2011年4月 日本知的財産仲裁センター監事
 2012年4月 東京弁護士会副会長
 2013年10月 東京都新宿区教育委員会委員長
 2015年6月 西華産業株式会社社外取締役(現)
 2016年4月 東京都新宿区監査委員(現)
 2021年6月 当社社外取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

弁護士 西華産業株式会社 社外取締役
 東京都新宿区 監査委員

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

白井裕子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役会において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から、独立性をもって経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 白井裕子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井裕子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、白井裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 白井裕子氏は西華産業株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間の取引金額は直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%未満であり、当社が定める独立性基準を満たしております。
4. 当社は、白井裕子氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。白井裕子氏が選任されまると、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。白井裕子氏が選任されまると、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 白井裕子氏は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において取締役就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

ここ数年、企業を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの改定、東証の市場区分の改定という日本独自の成長戦略の流れとは別に、新型コロナウイルス禍やウクライナ問題等、想定を超えた世界的規模のリスク対応が必要とされる状況へ変化してきました。このような中、当社が持つ現場力を発揮した迅速なリスク管理としなやかでしたたかな柔軟性のある経営により、株主の皆様の負託に応えられるよう、より一層の努力をまいります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高山昌茂氏は任期満了により退任いたします。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率	監査等委員会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	サステナビリティ・CSR委員会出席率
1	すずき まさと 鈴木 正人	取締役(監査等委員) 内部統制委員会委員 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)	—	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
2	おおしま きょうすけ 大島 恭輔	社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員長 内部統制委員会委員 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)	100% (6回/6回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
3	まつき かずみち 松木 和道	社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 サステナビリティ・CSR委員会委員	92.3% (12回/13回)	100% (13回/13回)	100% (6回/6回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
4	おおはし れいこ 大橋 玲子	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (10回/10回)	—	—	—	—

(注) 1. 取締役会及び各委員会の出席率及び出席回数は、当事業年度の実績です。

2. 大橋玲子氏は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。また同氏は2022年4月1日付で指名・報酬委員会委員に就任いたしました。

候補者番号

1

鈴木正人 (男性)

再任



生年月日 1965年2月11日生 (満57歳)

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

監査等委員会への出席状況 100% (13回/13回)

内部統制委員会への出席状況 100% (5回/5回)

サステナビリティ・

CSR委員会への出席状況 100% (5回/5回)

所有する当社の株式数 22,104株

■ 略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社

2007年10月 ロジスティクス部長

2011年4月 当社執行役員塗装機部長

東莞阿耐思特岩田機械有限公司董事長

2011年8月 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司董事長

2014年4月 当社塗装機事業部長

2015年6月 当社取締役

2016年4月 当社上席執行役員コーティング事業部長

2016年7月 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman

2017年3月 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司董事長

2018年6月 当社監査等委員である取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

鈴木正人氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

鈴木正人氏は、長年にわたって塗装機の開発に携わった経験をもとに、当社コア事業の世界展開、市場開拓を推進するために、複数の海外拠点を統括した実績を有しており、事業運営に対し深い知見を有しております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

- 鈴木正人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 当社は鈴木正人氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。鈴木正人氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。鈴木正人氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

任期中の2年間は、新型コロナウイルス禍の影響により監査方法に制限を受けた中で監査を実施してまいりました。しかしながら、このことは、改めて有効な監査とは何かを考える良いきっかけともなりました。現場・現物・現実の三現主義を基本としつつも、それだけでは留まらない柔軟な監査を実施し、さらなるガバナンスの強化とアネスト岩田グループの企業価値向上に貢献いたします。

候補者番号

2 おおしま きょうすけ
大島 恭輔 (男性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年1月28日生（満68歳）
取締役在任年数 1年
監査等委員である取締役在任年数
6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況 100%（13回／13回）
監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）
指名・報酬委員会への出席状況 100%（6回／6回）
内部統制委員会への出席状況 100%（5回／5回）
サステナビリティ・CSR委員会への出席状況 100%（5回／5回）
所有する当社の株式数 10,531株

■ 略歴、地位、担当

1982年 8月 SUNX株式会社
（現パナソニックデバイスSUNX株式会社）入社
2000年 6月 同社取締役センサ事業部長
2007年 6月 同社常務取締役経営企画・人事・法務・内部統制担当
2011年 6月 同社常勤監査役
2015年 6月 当社社外取締役
2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

■ 重要な兼職の状況

大島恭輔氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

大島恭輔氏は、長年製造業の企業経営に取締役、常勤監査役として携わり、経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として取締役会や諮問委員会等において、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行の監査を行っていただくため、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大島恭輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島恭輔氏は社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、大島恭輔氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。大島恭輔氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大島恭輔氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス禍の影響が続く一年ではありませんでしたが、2021年度は過去最高の売上・営業利益・経常利益・純利益を更新されました。これは厚い財務基盤と強い商品をベースに経営幹部の皆様が知恵を出し合い、着実に顧客を拡げリレーな経営体質を進化されてきた成果といえます。2022年4月からは新たな中期経営計画がスタートしました。当社がより一層成長していけるよう、私もこれまでの経験を活かし社外役員の立場から経営陣をしっかりと監督し支援してまいります。

候補者番号

3

まつ き かず みち
松木 和道 (男性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1951年8月17日生（満70歳）
取締役在任年数 2年
監査等委員である取締役在任年数 2年（本総会最終時）

取締役会への出席状況 92.3% (12回/13回)
監査等委員会への出席状況 100% (13回/13回)
指名・報酬委員会への出席状況 100% (6回/6回)
内部統制委員会への出席状況 100% (5回/5回)
サステナビリティ・CSR委員会への出席状況 100% (5回/5回)
所有する当社の株式数 4,448株

■ 略歴、地位、担当

1976年 4月 三菱商事株式会社入社
1979年 6月 Harvard Law School 法学修士号 (LL.M) 取得
2003年 1月 三菱商事株式会社法務部長
2007年 4月 同社理事
2007年 5月 経営法友会代表幹事
2009年 4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
2011年 4月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員
2011年 6月 同社取締役
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年 6月 北越紀州製紙株式会社常務取締役
2016年 6月 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役（監査等委員）
サンデンホールディングス株式会社社外監査役
2018年 6月 当社社外取締役
2019年 3月 NISSHA株式会社社外取締役（現）
2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

■ 重要な兼職の状況

NISSHA株式会社 社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

松木和道氏は、製造業を含む様々な企業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・コンプライアンスの分野では深い知見を有しており、2018年からは当社の社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、経営を適切に監督いただいております。この実績を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 松木和道氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松木和道氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、松木和道氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。松木和道氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。松木和道氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の猛威の継続に加えて地政学的リスクの顕在化等、世の中のVUCAといわれる状況はますます強まっています。企業に取っては様々なリスクとチャンスが色々な形を取って次々と現れてきますので、舵取りが難しくなっていくことが想定されます。当社が、このようなリスクとチャンスに対し、変化対応力を発揮してマネージし、グローバルに継続して成長していけるよう、社外取締役として監督機能を適切に発揮して貢献していけるよう取り組んでいく所存です。

候補者番号

4

おおはし れいこ
大橋 玲子 (女性)

新任

社外取締役

独立



生年月日 1962年7月31日生 (満59歳)

取締役在任年数 1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況 100% (10回/10回)

監査等委員会への出席状況 —% (一回/一回)

所有する当社の株式数 786株

■ 略歴、地位、担当

1991年10月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
 1995年3月 公認会計士登録
 2009年7月 大橋公認会計士事務所 所長 (現)
 2014年6月 監査法人八雲代表社員 (現)
 2015年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター 監事 (現)
 2020年9月 国立大学法人東京農工大学 監事 (現)
 2021年6月 当社社外取締役 (現)

■ 重要な兼職の状況

大橋公認会計士事務所 所長
 監査法人八雲 代表社員

■ 監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割等

大橋玲子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、2021年からは当社の社外取締役として、取締役会において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、経営を適切に監督いただいております。この実績を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行の監査を行っていただくため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

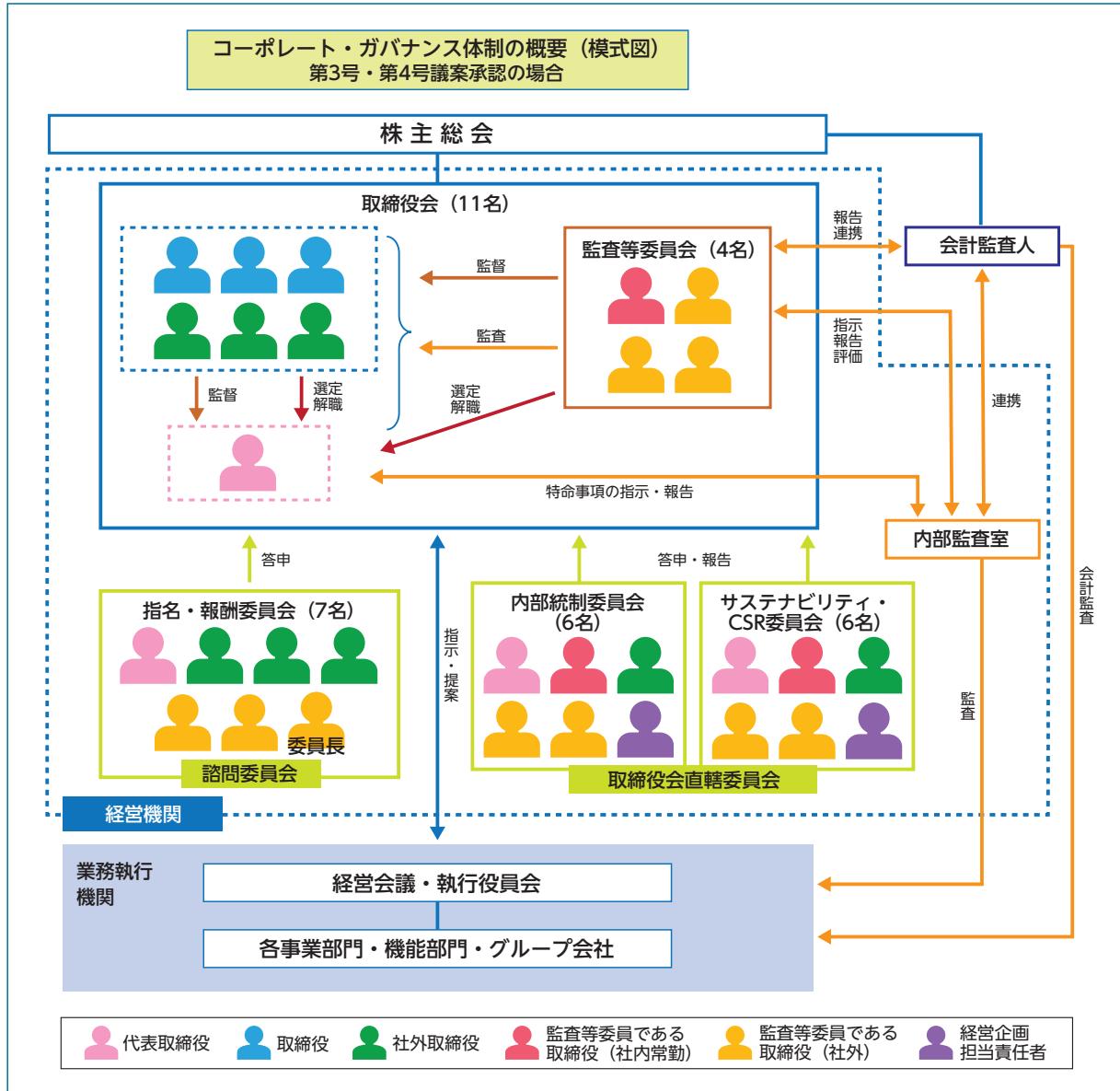
■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大橋玲子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大橋玲子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、大橋玲子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、大橋玲子氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。大橋玲子氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大橋玲子氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 大橋玲子氏は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において取締役就任のため、同日以降の出席状況を記載しております。
6. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2022年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

私は、公認会計士として長い間監査業務に従事しております。業務を通じて様々な企業等に関わった経験や得た知識を活かし、正しい情報に基づき判断をし、広い視点で責務を果たすことを監事等役員を務める他の法人において常に心掛けております。状況の変化が大変激しい現在ですが、監査等委員である取締役として、同様の姿勢で、会社のさらなる発展に貢献できますよう取り組んでまいります。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する考え方



(ご参考) 社外役員 の独立性基準

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。

1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議を経て（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会の同意を得て）、取締役会で決議を行います。

2. 社外取締役の独立性基準

(1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- a. 当社又は当社子会社の業務執行者（業務執行取締役及び使用人）及び過去に業務執行者であった者。
- b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- c. 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。
- e. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。
- f. a.からe.までに掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。
- g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。

(2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

(3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。

(4) 社外取締役、監査等委員である社外取締役については、その独立性を考慮し、就任期間10年を超えての再任は行わない。ただし、指名・報酬委員会が、状況により、上記以外の特別答申を行った場合には、取締役会で審議・決議できる。

以 上

社外取締役から見た“アネスト岩田”



米田 康三

新型コロナウイルス感染症の猛威に加えて、ロシアのウクライナ侵攻に対する経済制裁によるエネルギー・資源価格の高騰、米国の金融引き締めによる海外金利の上昇と円安、等事業環境は目まぐるしく変化しております。一方で、カーボンニュートラルや資源保全等が強く求められ、それらは経営上の

与件になってきております。当社は、この課題に真摯にそして正しく向き合わずして、4年後の創業100周年から先を切り開くことはできないとの危機感を抱いております。それに対する回答の一つが、単なる「良い会社」ではなく、厳しい時代を生き残りかつ利益を上げていくことのできる「強い会社」へ変革していくことでもあります。株主の皆様も、引き続き当社をご支援賜り、何とぞ当社の未来にご期待ください。



浅井 侯序

新中期経営計画の中で、特に注力すべきが、「経営の最大資源である人材への投資」です。ここ数年来の風土改革で作り上げた「従業員ファースト」を基盤に、新たな人材を迎え、新たな能力を育成して、事業拡大と成長に活かすことが

重要です。日本における人々の働き方は、新型コロナウイルス禍の影響もあり、激変しています。これをチャンスとして捉え、新たなアネスト岩田の企業風土を創り上げていかれることに大いに期待しています。



白井裕子

1年間経営に参加して、当社の良さは、第1に、製造業として品質保証に関する厳しい姿勢が工場はじめ営業部門まで一貫して貫かれていること、第2に、それを組織として体現するために社長のリーダーシップのもとガバナンスを大事にしていること、第3に、経営会議・取締役会が自由に討議できる雰囲気がある、と感じました。これら当社の良さを投資家の皆様により一層ご理解いただけるような経営を今後も目指して行きたいと思っております。



大島 恭輔

当社の厚い財務基盤、健全で堅実な事業経営そしてフェアでオープンな企業風土は、この数年素晴らしい進化し定着されたと思えます。2022年からの新中期経営計画で「海外市場を拡大」・「強みの商品と顧客つたいに事業領域を拡大」と

計画された様々な施策を力強く推進され、当社が益々「強く・正しく・良い会社」として発展されることを期待しております。



松木 和道

当社は、株主様を含む様々なステークホルダーへの適切な目配りの上に利益を上げ、会社としての持続的な成長を続けてきている「良い会社」という印象を強くしています。一方、厳しい経営環境の中で持続的な成長を継続していくためには、

ある意味次元の違う成長を遂げ、会社としてはさらに「一皮むける」必要がある段階にきているのではないのでしょうか。「良い会社」として、このような発展のための基盤は整備されてきており、グローバルな事業展開、新規事業に、これまでとは違った視点、考え方でチャレンジし、成果を上げていくことを期待しています。



大橋 玲子

就任後、取締役会、経営会議等に出席し、様々な視点からの活発かつ丁寧な議論が交わされている状況を見て、報告する社員にとっても、このような場を経験することが成長につながると感じております。新型コロナウイルス禍、世界情勢の

激変等、不確実性が高まる現在ですが、当社グループが一丸となって、真のグローバルエクセレントメーカーを目指して、成長することを期待しています。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2021年5月10日の取締役会決議及び2021年6月25日の第75期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては2022年6月24日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第5号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第5号議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、現時点で当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行

2022年5月10日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。

品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ

経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していき、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆さまに買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、または株主総会を開催する場合には株主の皆さまに発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行うおとす者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後理想している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に關し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が

完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるなどしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田康三氏、浅井侯序氏、白井裕子氏、大島恭輔氏、松木和道氏、大橋玲子氏の合計6名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の

確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行なっていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等

処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っていると判断される場合

- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60

日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付

ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時・適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましても、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大

規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆さまのご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆さまの意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法並びに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2022年3月31日現在の大株主の状況は本招集ご通知の「[添付書類]事業報告2. 会社の状況に関する事項 (1) 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開

示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆さまの意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆さまのご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆さまの意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のと

おり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

■ 新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

■ 独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、あるいはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

- (1) 重度の身体または精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合
- (2) 大規模買付者グループに含まれる者または大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合
- (3) 独立委員が法令等に違反した場合
- (4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意義務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

- (1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。
 - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
 - ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
 - ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
 - ④対抗措置を講じるか否か
 - ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
 - ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員または監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以上

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴 【別紙3】

米田 康三 (よねだ こうぞう) 1948年6月 生まれ
 1972年 3月 株式会社住友銀行(現㈱三井住友銀行) 入行
 1977年 5月 エール大学経済学部大学院修士課程修了
 2001年 4月 同行 執行役員本店営業第二部長
 2002年 6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼 CEO
 2003年 4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 顧問
 2005年 6月 平田機工株式会社 代表取締役社長
 2012年 4月 株式会社キンレイ (現㈱KRフードサービス) 代表取締役社長
 2014年12月 株式会社アマファ 社外取締役(現)
 2015年 6月 当社社外取締役(現)
 株式会社タカギ 社外取締役
 2015年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員(現)
 2016年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役(現)
 2018年 6月 北越メタル株式会社 社外取締役(現)

浅井 侯序 (あさい よしつぐ) 1954年5月 生まれ
 1977年 4月 ブラザー工業株式会社入社
 1989年 7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD 出向 同社代表取締役
 2000年10月 ブラザー工業株式会社 総合企画部長
 2004年 6月 同社 執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
 * EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
 2006年 4月 同社 執行役員人事部長
 2011年 4月 同社 常務執行役員法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション(広報)部担当
 2016年 4月 同社 常務執行役員財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当
 2017年 6月 株式会社フジミインコーポレーテッド 社外取締役(現)
 2020年 6月 当社 社外取締役(現)

白井 裕子 (しらい ゆうこ) 1954年2月 生まれ
 1986年 4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)
 1991年 4月 ウィング総合法律事務所開設(パートナー弁護士)
 2004年 4月 関東弁護士連合会 理事
 2005年 4月 東京地方裁判所 鑑定委員・調停委員
 2009年 5月 東京都新宿区教育委員会 委員長
 2010年 4月 日本弁護士連合会 監事
 2011年 4月 日本知的財産仲裁センター 監事
 2012年 4月 東京弁護士会 副会長
 2013年10月 東京都新宿区教育委員会 委員長
 2015年 6月 西華産業株式会社 社外取締役(現)
 2016年 4月 東京都新宿区 監査委員(現)
 2021年 6月 当社 社外取締役(現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ) 1954年1月 生まれ
 1982年 8月 SUNX株式会社(現パナソニックデバイスSUNX(株)) 入社
 2000年 6月 同社 取締役 センサ事業部長
 2007年 6月 同社 常務取締役 経営企画・人事・法務・内部統制担当
 2011年 6月 同社 常勤監査役
 2015年 6月 当社 社外取締役
 2016年 6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現)

松木 和道 (まつき かずみち) 1951年8月 生まれ
 1976年 4月 三菱商事株式会社入社
 1979年 6月 Harvard Law School 法学修士号(LL.M) 取得
 2003年 1月 三菱商事株式会社法務部長
 2007年 4月 同社 理事
 2007年 5月 経営法友会 代表幹事
 2009年 4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
 2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授
 2011年 4月 北越紀州製紙株式会社(現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
 2011年 6月 同社 取締役法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
 2013年 6月 北越紀州製紙株式会社 常務取締役
 2016年 6月 株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役(監査等委員)
 サンデンホールディングス株式会社 社外監査役
 2018年 6月 当社 社外取締役
 2019年 3月 NISSHA株式会社 社外取締役(現)
 2020年 6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現)

大橋 玲子 (おおはし れいこ) 1962年7月 生まれ
 1991年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所
 1995年 3月 公認会計士登録
 2009年 7月 大橋公認会計士事務所 所長(現)
 2014年 6月 監査法人八雲 代表社員(現)
 2015年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター 監事(現)
 2020年 9月 国立大学法人東京農工大学 監事(現)
 2021年 6月 当社 社外取締役(現)
 2022年 6月 当社 社外取締役(監査等委員)就任(予定)

上記独立委員会委員6氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

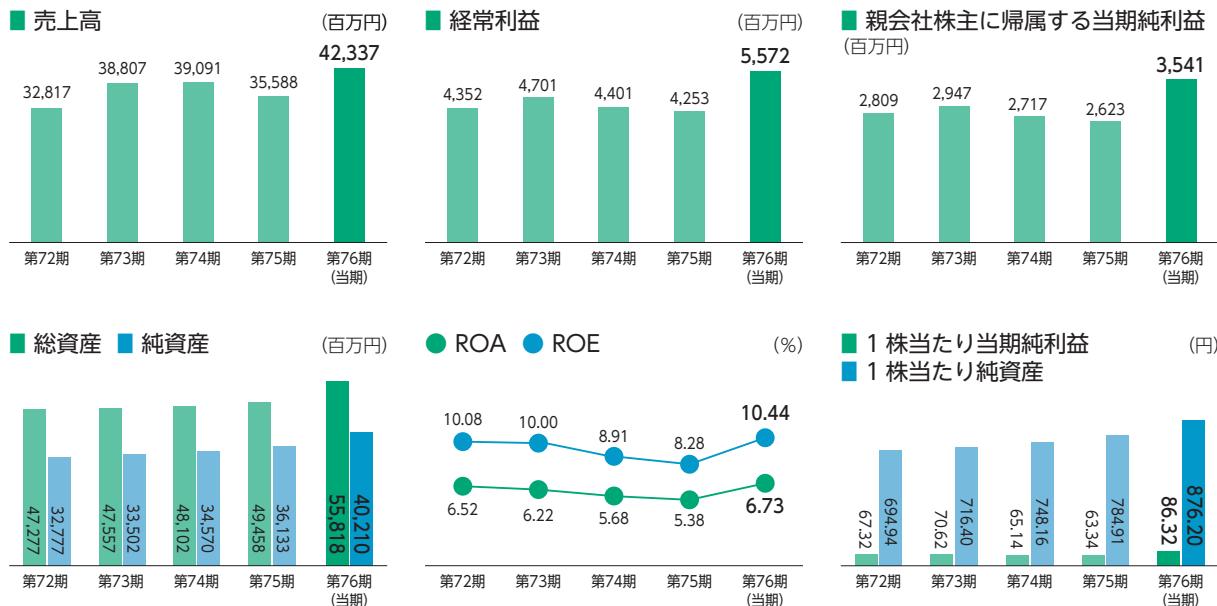
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

	第72期 (2018年3月期)	第73期 (2019年3月期)	第74期 (2020年3月期)	第75期 (2021年3月期)	第76期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 32,817	38,807	39,091	35,588	42,337
営業利益	(百万円) 3,824	4,339	3,876	3,444	4,780
経常利益	(百万円) 4,352	4,701	4,401	4,253	5,572
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 2,809	2,947	2,717	2,623	3,541
1株当たり当期純利益	(円) 67.32	70.62	65.14	63.34	86.32
総資産	(百万円) 47,277	47,557	48,102	49,458	55,818
純資産	(百万円) 32,777	33,502	34,570	36,133	40,210
1株当たり純資産	(円) 694.94	716.40	748.16	784.91	876.20
自己資本比率	(%) 61.4	62.9	64.6	65.2	63.8
ROA	(%) 6.52	6.22	5.68	5.38	6.73
ROE	(%) 10.08	10.00	8.91	8.28	10.44

(注) 1. 企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表に伴い遡及適用を行ったため、2018年3月期について、遡及適用後の数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立が進み、回復基調が続きました。一方で、米国金利の上昇やヨーロッパ東部における紛争など地政学的リスクの顕在化、継続する半導体不足や資源価格の高騰などにより、景気悪化への懸念が高まっています。日本経済においては、継続する原材料費や物流費の高騰、半導体不足などに伴う生産計画の見直しなどを受けて、回復は力強さを欠く状況が続きました。

このような状況の中、当連結会計年度の業績は、売上高42,337百万円（前連結会計年度比19.0%増）、営業利益4,780百万円（同38.8%増）、経常利益5,572百万円（同31.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,541百万円（同35.0%増）となり、全ての指標で創業以来の過去最高実績を実現いたしました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等の適用により、売上高は457百万円減少、営業利益、経常利益はそれぞれ80百万円減少しております。

(ご参考値) 事業別の状況

事業部 (製品区分)	当連結会計年度 2021年4月1日～2022年3月31日			
	連結売上高 (百万円)	前年同期増減率 (%)	連結営業利益 (百万円)	前年同期増減率 (%)
エアエナジー事業部	25,015	19.9	2,513	38.0
圧縮機	22,950	18.9		
真空機器	2,064	32.2		
コーティング事業部	17,321	17.7	2,267	39.7
塗装機器	14,451	25.9		
塗装設備	2,869	-11.4		
合計	42,337	19.0	4,780	38.8

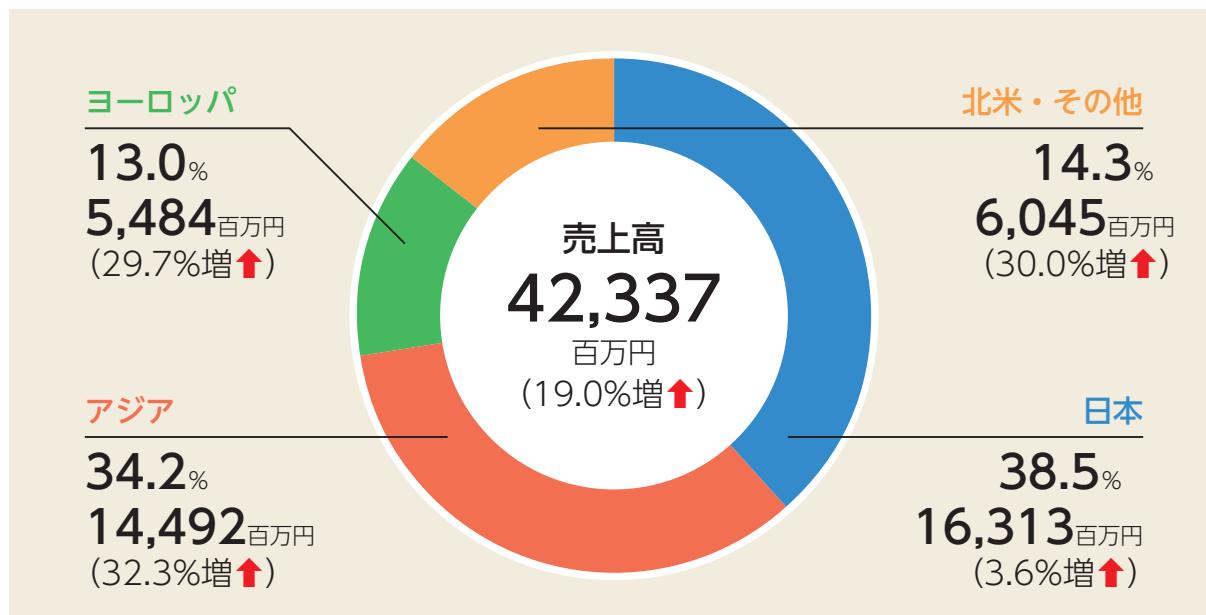
(注) 事業部別の連結営業利益は、当社グループ独自の基準により算定しております。

(3) 主要な事業内容

事業	主要製品
圧縮機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、グリーンエアシステム、医療機器
真空機器	オイルフリースクロール真空ポンプ、真空機器
塗装機器	スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗装設備	塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

セグメント別の状況

地域ごとの売上高



日本

日本では、外部への売上高16,313百万円（前連結会計年度比3.6%増）、セグメント利益3,304百万円（同26.2%増）の増収増益となりました。

ヨーロッパ

ヨーロッパでは、外部への売上高5,484百万円（同29.7%増）、セグメント利益447百万円（同48.5%増）の増収増益となりました。

アジア

アジアでは、外部への売上高14,492百万円（同32.3%増）、セグメント利益1,475百万円（同41.1%増）の増収増益となりました。

北米・その他

北米・その他の地域では、外部への売上高6,045百万円（同30.0%増）、セグメント利益728百万円（同67.2%増）の増収増益となりました。

製品別売上高

圧縮機製品 コンプレッサ・窒素ガス発生装置

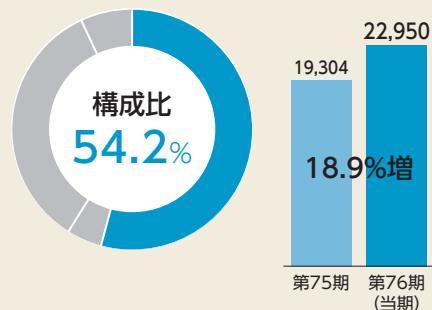


給油式タンクマウント
スクリューコンプレッサ
(LRSTシリーズ)

- 日本では、電子部品における供給遅延の影響を受けましたが、購買部門による粘り強い部材調達や顧客離れ防止を目的とした販売キャンペーンの実施などが売上を下支えしました。
- 海外では、中国子会社による中国国内販売や輸出販売が、年間を通じて高水準で推移したことが業績に大きく貢献しました。そのほか、医療向けをはじめとしたオイルフリー圧縮機の売上が伸びました。
- 全体では、前期比18.9%の増加となりました。

売上高 22,950百万円

(単位：百万円)



真空機器製品 オイルフリースクロール真空ポンプ

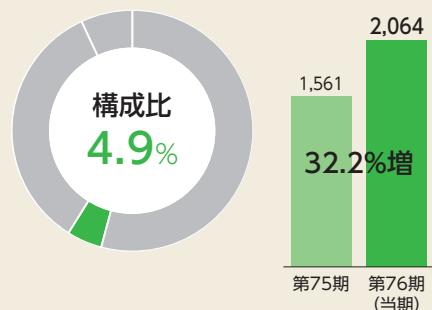


オイルフリースクロール真空ポンプ

- 日本では、依然として半導体需要の拡大が続いており、半導体製造関連装置向け真空ポンプの売上が大きく伸びました。
- 海外では、日本と同様に半導体製造関連装置向け真空ポンプの需要が拡大しました。そのほか、短納期を評価されたことによる受注の獲得やアメリカにおける装置メーカーをはじめとした新規顧客開拓の奏功などにより、総じて好調に推移しました。
- 全体では、前期比32.2%の増加となりました。

売上高 2,064百万円

(単位：百万円)



塗装機器製品 スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース

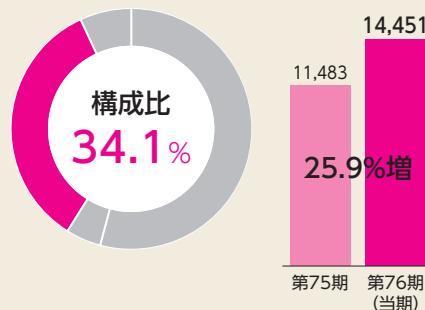


新型スプレーガン

- 日本では、塗料メーカー各社に対する認証取得活動を進め、自動車補修市場向けスプレーガンの売上伸長を図りました。塗装ブースについては、技術者によるリモート営業が奏功したことで、受注・販売台数が回復しております。
- 海外では、第1四半期連結会計期間に事業の譲受により獲得した販路の活用などにより自動車補修市場向けハンドスプレーガンの売上が伸長しました。また、エアブラシについては、高水準な受注状況が継続しています。
- 全体では、前期比25.9%の増加となりました。

売上高 **14,451** 百万円

(単位：百万円)



塗装設備製品 塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

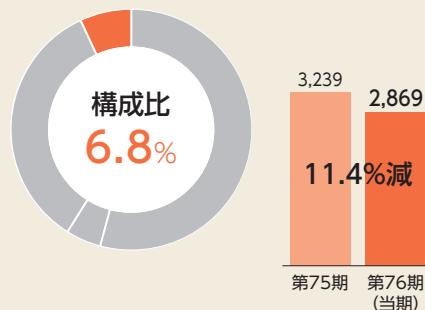


回転塗装ロボット (SWAN)

- 日本では、新型コロナウイルス感染症により営業活動が停滞した影響から売上は減少しましたが、活動制限の緩和に伴い商談が活発化してきたことで来期物件の引合獲得及び受注残が増加傾向に転じています。
- 海外では、中国において工事計画が延期されていた案件を着実に納入しました。一方で、東南アジアにおいては、設備投資への慎重な姿勢が続いたことから、受注状況は停滞しています。
- 全体では、前期比11.4%の減少となりました。

売上高 **2,869** 百万円

(単位：百万円)



(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額1,568百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は本社の撮影スタジオの工事や研究施設の改修費用等です。



研究開発費は、研究開発に係る一般管理費と製造経費の合計です。

(5) 研究開発活動の状況

当社グループの研究開発活動は、当社が主体となり関係会社と共同推進する形をとっており、環境保全を技術開発の大きな目的にするとともに、固有技術の進化と先端技術の応用展開を進めながら、顧客ニーズに応えるための新製品開発と既存製品の改良を積極的に進めております。

なお、当期の研究開発費の総額は499百万円です。その他に製品の改良・改造に使用した548百万円を製造経費としております。報告セグメントは日本、ヨーロッパ及びアジアとなり、合計1,048百万円のうち日本は906百万円です。

(6) 資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約額	15,446百万円
・借入実行残高	377百万円
・借入未実行残高	15,068百万円

(7) 会社の対処すべき課題

次期連結会計年度においては、新中期経営計画をもとに、新型コロナウイルス感染症や地政学的リスクに左右されない強力な経営基盤の確立を実現してまいります。事業拡大の主戦場を海外市場と位置付け、エリアの特性に対応した成長戦略を個別に策定し、世界的に不確実性が高まる状況においてもグループ全社を挙げて経営資源の有効活用を進めます。

このような経営環境の中、当社グループは、持続的な成長を確保するため多角的な投資を強化してまいります。新たなニーズを開拓する新規事業の開発や、グローバル展開を推進する多様な人材を育成すべく人的投資や開発投資を拡大し、100周年を超えて全てのお客様に感動を提供する「真の開発型企業」を目指してまいります。

・事業推進における社会課題への取り組み

エアエナジー事業では、当社が世界で初めて発売したオイルフリースクロールコンプレッサの技術を応用してスクロール膨張機の開発を進めています。当社が蓄積してきたノウハウによって、工場の余剰エネルギーとして排出される水蒸気の再利用の可能性を追求することで、CO₂の排出削減に貢献してまいります。また、オイルフリー機の販売比率を高めることで、工業用潤滑油の使用量を削減し環境負荷の低減を目指してまいります。

コーティング事業では、ほぼ100%の塗着効率を実現する新たな霧化方式であるエレクトロスプレー法の実用化や、VRやIoTなど完全自動化技術を活用した塗装設備の提案などを通じて、環境にやさしいコーティング技術の普及に努めています。さらに、環境負荷の少ない「VOC（揮発性有機化合物）排出ゼロ」の塗装設備の開発に注力してまいります。

・サプライチェーンの最適化

新型コロナウイルス感染症を含む様々な不確実性によるサプライチェーンの分断を回避するため、サプライヤーごとのBCPを策定し、特に特殊な材料や加工、処理を必要とする部品や海外における一国集中生産

等に関しては、サプライヤーへの取引条件の支援等とともに、サプライヤー並びに生産地の追加等を進めています。

また、かねてより、生産効率の向上とサプライチェーンの安定化を目指した生産計画改革を進めてまいりましたが、安定した生産と製品供給を実現するため、この改革をさらに強力に推進してまいります。

・お客様との関係性・接点を強化する業務改革

ITの急速な進展により事業環境が大きく変化している状況に対応するため、多様なデジタル経路から製品・サービスに関する情報に容易にアクセス可能な環境を構築することで、世界のお客様に最適な接点を築きブランドの浸透・強化を推進します。加えて、デジタルでお客様とつながる環境の構築を通じて、多様化するニーズに応える製品開発をより一層強化してまいります。

・従業員と家族の健康維持による組織の活性化

当社グループが持続的な成長を遂げる豊かな社会の実現に貢献するためには、従業員とその家族の健康を維持・増進させることが必要不可欠な要素であると認識しています。当社は、代表取締役社長執行役員を健康経営推進最高責任者（CHO：Chief Health Officer）とし、健康経営推進委員会をはじめとした関連部署が一体となり、ヘルスリテラシーの向上やライフワークバランスの確保に向けた働き方改革に取り組んでいます。

当連結会計年度には、一連の活動が評価され、経済産業省と日本健康会議から「健康経営優良法人2022（ホワイト500）」に、経済産業省と東京証券取引所から「健康経営銘柄2022」に認定されました。今後とも従業員とその家族の健康増進に取り組み、「機械セクタにおけるホワイト企業トップ」を目指してまいります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ANEST IWATA Australia Pty. Ltd※	500千AUD	99.6%	圧縮機、塗装機器の販売
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司※	9,000千USD	65.0% (間接保有30.0%を含む)	圧縮機の製造販売、 真空機器の販売
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd.※	385百万INR	51.0%	圧縮機の製造販売
上海斯可絡圧縮機有限公司※	35,000千CNY	51.0%	圧縮機の製造販売
岩田友嘉精機股份有限公司※	33,000千TWD	50.1%	圧縮機、真空機器の販売、 塗装機器の製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は「(9) 主要な営業所及び工場」に記載した33社です。
2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な営業所及び工場

国内拠点	本社	神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地	
	工場	秋田工場（秋田県大仙市） 福島工場（福島県白河郡矢吹町）	
	支店	6支店（宮城県仙台市）（埼玉県久喜市）（神奈川県横浜市）（愛知県名古屋市）（大阪府大阪市）（福岡県福岡市）	
	子会社	株式会社A & Cサービス（神奈川県横浜市）	
	関連会社	株式会社アドバン理研（京都府八幡市）	
海外拠点	ヨーロッパ	子会社	(販) ANEST IWATA Deutschland GmbH (ドイツ)
			(製・販) HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA EUROPE GmbH (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA STRATEGIC CENTER S.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA Italia S.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA France S.A. (フランス)
			(販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd. (イギリス)
			(販) Anest Iwata Scandinavia AB (スウェーデン)
			(販) ANEST IWATA Iberica S.L.U (スペイン)
			(販) ANEST IWATA Polska Sp. Z o.o. (ポーランド)
	アジア	子会社	(販) 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司（中国）
			(製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司（中国）
			(製・販) 東莞阿耐思特岩田機械有限公司（中国）
			(製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司（中国）
			(製・販) 上海斯可絡圧縮機有限公司（中国）
			(製・販) 上海格什特螺桿科技有限公司（中国）
			(製・販) 岩田友嘉精機股份有限公司（台湾）
			(製・販) ANEST IWATA SPARMAX Co., Ltd. (台湾)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. (インド)
			(製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd. (タイ)
			(製・販) ANEST IWATA Korea Corp. (韓国)
	その他	子会社	(販) ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム)
			(販) PT.ANEST IWATA INDONESIA (インドネシア)
			(製・販) ANEST IWATA USA,Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA - Medea, Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ)
			(販) ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V. (メキシコ)
			(製・販) AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル)
			(販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)
			(販) ANEST IWATA RUS LLC (ロシア)
			(販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ)
			関連会社

- (注) 1. (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を表しております。
 2. 2021年10月8日にエアエンジニアリング株式会社の商号を株式会社A & Cサービスへ変更いたしました。
 3. ブラジルのAIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.は、2021年10月1日にANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA.を吸収合併いたしました。

(10) 従業員の状況

報告セグメント	日本	ヨーロッパ	アジア	その他	合計
従業員数	621名	177名	829名	136名	1,763名
前連結会計年度末比増減	9名減	5名増	19名増	—	15名増

(11) 主要な借入先

記載を要する借入先はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 189,290,000株
- ② 発行済株式の総数 40,836,413株（自己株式909,092株を除く）
（注）自己株式には、株式給付信託が保有する当社株式180,000株は含まれておりません。
- ③ 株主数 3,813名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,874,100 ^株	11.9 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,820,800	9.4
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.6
アネスト岩田仕入先持株会	1,872,200	4.6
アネスト岩田得意先持株会	1,858,500	4.6
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.7
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,338,500	3.3
株式会社大気社	895,000	2.2
FCP SEXTANT AUTOUR DU MONDE	850,000	2.1
アネスト岩田従業員持株会	815,096	2.0

（注）1. 持株比率は、自己株式（909,092株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（共同保有者株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社）から2022年1月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年1月24日現在同社が2,357,235株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として2022年3月31日時点における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	*壺 田 貴 弘	社長執行役員 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事
取締役	*深 瀬 真 一	専務執行役員エアエナジー事業部長
取締役	*大 澤 健 一	専務執行役員コーティング事業部長
取締役	米 田 康 三	株式会社アミファ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役 北越メタル株式会社 社外取締役
取締役	浅 井 侯 序	株式会社フジミンコーポレーテッド 社外取締役
取締役	大 橋 玲 子	大橋公認会計士事務所 所長 監査法人八雲 代表社員
取締役	白 井 裕 子	弁護士 西華産業株式会社 社外取締役 東京都新宿区 監査委員
取締役 (監査等委員・常勤)	鈴 木 正 人	
取締役 (監査等委員)	高 山 昌 茂	協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	大 島 恭 輔	
取締役 (監査等委員)	松 木 和 道	NISSHA株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役米田康三氏、浅井侯序氏、大橋玲子氏、白井裕子氏、高山昌茂氏、大島恭輔氏、松木和道氏の7氏は社外取締役であります。なお、7氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役鈴木正人氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社では執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。2022年4月1日現在の取締役を除く執行役員は次のとおりであります。

(ご参考)

【取締役を除く執行役員のご紹介】



武田 克己

常務執行役員
営業本部長

お客様を取り巻く環境変化により、商品の購入プロセスにおける情報配信の在り方は大きく変化してきております。従来からの訪問を前提とした営業活動を見直し、ICT (Information and Communication Technology) 活用を進めてまいりました。その結果、新型コロナウイルス禍の中でも営業活動を止めることなく、お客様との接点を持つことができました。このつながりをさらに拡大し、お客様のご要望に具体性をもってお応えすることを第一に考え行動することで、顧客エンゲージメントを高める営業及びサービスのご提供を実践してまいります。



三好 栄祐

常務執行役員
経営管理本部長
兼 経理部長

予測不能なVUCA時代がますます加速していくと実感しています。今までの常識は瞬時に形骸化するため、当然、より速い変革スピードが求められることは間違いありません。洞察力を向上させるべくマインドセットと取り組みを行い、100周年を通過点とし110周年、120周年を目指し、経営の“司令塔”として邁進^{まいしん}いたします。



岩田 仁

常務執行役員
エアエナジー事業部長
兼 開発技術部長

将来を見据えたブレない事業方針は維持しつつ、事業環境の変化には柔軟に対応できる筋肉質な事業体制への変革を推進してまいります。また、ステークホルダーの皆様との対話を通じ、より効率的な事業運営を目指してまいります。



ゲイリー・グラス (Gary Glass) ANEST IWATA USA, Inc. / President
兼 ANEST IWATA-MEDEA, Inc. / President

2021年1月に北米市場における塗装機器の販売代理店より事業の一部を譲り受け、販路を拡大してから一年が経過しました。結果は予想以上に収益性が向上し、自動車補修市場については飛躍の年となりました。

また半導体不足により自動車関連ユーザの塗装機器に対する需要は軟調ですが、木工や金属加工、航空宇宙関連でシェアを拡大したことから収益目標を達成しました。さらに巣籠り需要に端を発したエアブラシ市場における業績は引き続き堅調に推移しています。原材料の価格高騰と新型コロナウイルス禍に伴うサプライチェーン問題という2つの課題に対処しつつ今後も成長を続けてまいります。



大丸 正徳

エアエナジー事業部 事業戦略部長
兼 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 / 董事長
兼 上海斯可絡圧縮機有限公司 / 董事長

世界情勢が不安定の中、原材料価格の高騰、半導体不足など我々を取り巻く環境も厳しい状況にあります。しかし、新型コロナウイルスとの共生においても、国内外のあらゆる企業と協業を模索し、事業成長の基盤となる施策を実行することで、創業100周年を成長過程として迎える未来を実現いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

(3) 役員等賠償保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、当社子会社から報酬を受ける者は対象から除外しています。なお、当社と直接雇用契約を締結していない者は対象から除外しています。

(4) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	業績連動 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	195	107	61	26	7
（うち社外取締役）	26	26	—	—	4
取締役（監査等委員）	45	45	—	—	4
（うち社外取締役）	24	24	—	—	3
合計	240	152	61	26	11

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額2名4百万円を含みません。
2. 2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役（監査等委員を除く）は5名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役は3名）です。
3. 業績連動賞与は、当期の役員賞与引当金繰入額であります。
4. 業績連動型株式報酬制度については、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に将来給付する株式の取得資金として、当社が信託に拠出する資金は3事業年度で130百万円を上限とすること、給付対象となる当社株式数は3事業年度当たり44,000株を上限とすることが決議されています。

なお、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金額の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。なお、当該決議時の対象となる取締役（監査等委員を除く）は3名です。

- 業績連動株式報酬の総額は、日本基準により当連結会計年度中に費用計上した金額を記載しております。
- 上記支給額のほか、2005年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は9百万円であります。

(5) 取締役の報酬等の決定方針

取締役(社外取締役を除く)は、毎月の固定報酬と、年1回の業績連動賞与及び業績連動型株式報酬(取締役会長及び監査等委員である取締役は対象から除く)とします。具体的な決定にあたっては、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、会社業績及び各取締役の職責・成果などを総合的に勘案した上で答申し、その内容を基に取締役会で審議し決定します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性を考慮し、経営に対する監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとし、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、取締役会に答申した上で、取締役会で決議することにより決定しています。

金銭による業績連動賞与の算出においては、損益上の実態評価を行い、グローバルな事業活動の展開、並びに有効な資本政策の実行といった視点により、連結経常利益をその指標としています。なお、当事業年度における業績連動賞与に係る指標の目標は4,770百万円で、実績は5,572百万円となりました。

① 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の業績連動賞与の算定方法

2022年3月期の業績連動賞与については、以下の算定方法に基づき支給することを2021年5月10日開催の取締役会で決議いたしました。

計算方法

業績連動賞与	=	連結経常利益	×	1.10%	×	$\frac{\text{各取締役のポイント}}{\text{取締役のポイント合計}}$
--------	---	--------	---	-------	---	--

(注) 取締役のポイント合計は、代表取締役及び取締役専務執行役員ごとのポイント計の総和です。

取締役の役位別ポイント及び人数

役職	ポイント	人数	ポイント計
代表取締役	1.00	1	1.00
取締役専務執行役員	0.50	2	1.00

(注) 2021年6月25日開催の取締役会決議をもとにした役位で算定しております。

留意事項

- ・取締役専務執行役員は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行役員であります。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「利益の状況を示す指標」とは連結経常利益であります。
- ・法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は、1億円を限度とします。連結経常利益に1.10%を乗じた金額が1億円を超えた場合は、1億円を各取締役のポイント数で割り振り計算した金額をそれぞれの業績連動報酬とします。
- ・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の途中で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職月数（1月末満の端数切上）にて支給します。なお、期末後の退任については月数按分しません。
- ・次期より常務執行役員が取締役に就任した場合、取締役常務執行役員のポイントは0.40ポイントとなります。

③ 非金銭報酬等の内容

取締役等（対象者は下記のとおり。本項について以下同じ）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しています。

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付されます。

① 本制度の対象者	取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員
② 当初対象期間	2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度
③ ②の当初対象期間において取締役等に給付を行うために必要な当社株式の取得の原資として当社が拠出する金銭の上限	金270百万円 (うち取締役分 130百万円)
④ 当社株式の取得方法	取引市場から取得する方法、又は、自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり 95,000ポイント (うち取締役分 44,000ポイント)
⑥ ポイント付与基準	役位を勘案して定まる数のポイントを付与し、中期経営計画における目標の達成度合いに応じて付与されたポイントを調整
⑦ ①の対象者に対する当社株式の給付時期	原則として退任時

(6) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

- i. 取締役の米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・株式会社アミファ 社外取締役
 - ・スリーフィールズ合同会社 代表社員
 - ・フォーライフ株式会社 社外取締役
 - ・北越メタル株式会社 社外取締役
- ii. 取締役の浅井侯序氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。この法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・株式会社フジミンコーポレーテッド 社外取締役
- iii. 取締役の大橋玲子氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・大橋公認会計士事務所 所長
 - ・監査法人八雲 代表社員

- iv. 取締役の白井裕子氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・弁護士
 - ・西華産業株式会社社外取締役
 - ・東京都新宿区監査委員
- v. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・協和監査法人 代表社員
 - ・税理士法人協和会計事務所 代表社員
- vi. 監査等委員である取締役の大島恭輔氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- vii. 監査等委員である取締役の松木和道氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。この法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・NISSHA株式会社 社外取締役

(b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況 出席回数／開催回数（出席率 %）	主な活動状況
米田 康三 (社外取締役)	取締役会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 (100%)	複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、取締役会や諮問委員会等において海外の事業運営やグローバルガバナンス強化に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員として活動しました。
浅井 侯序 (社外取締役)	取締役会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 (100%)	電機メーカーにおいて人事や法務・総務部門の要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会や諮問委員会等において業務執行に関する客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員として活動いたしました。
大橋 玲子 (社外取締役)	取締役会 10回／10回 (100%)	公認会計士としての財務会計に関する専門的知見から、取締役会において適正な事業運営に向けた客観的かつ公正な発言がありました。
白井 裕子 (社外取締役)	取締役会 10回／10回 (100%)	弁護士としての企業法務に関する専門的知見から、取締役会において適正な事業運営に向けた客観的かつ公正な発言がありました。

事業報告

氏名	出席状況 出席回数／開催回数（出席率％）	主な活動状況
高山昌茂 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 (100%)	公認会計士・税理士としての財務会計に関する専門的知見から、取締役会や諮問委員会等において適正な事業運営に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員長として活動いたしました。
大島恭輔 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 (100%) 内部統制委員会 5回／5回 (100%) サステナビリティ・CSR委員会 5回／5回 (100%)	長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、取締役会や諮問委員会等において事業課題の解決に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とサステナビリティ・CSR委員会の委員として活動しました。
松木和道 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 12回／13回 (92.3%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 6回／6回 (100%) 内部統制委員会 5回／5回 (100%) サステナビリティ・CSR委員会 5回／5回 (100%)	製造業を含む豊富な業務経験から養われた法務の知識に基づき、取締役会や諮問委員会等においてコーポレート・ガバナンスの強化に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とサステナビリティ・CSR委員会の委員として活動しました。

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
3. 大橋玲子氏は2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において新たに取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。
4. 白井裕子氏は2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において新たに取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

- ① 名 称 青南監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (a) 当事業年度に係る報酬等の額 | 34,000千円 |
| (b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、監査計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人又は公認会計士の監査を受けております。
- ③ 解任又は不再任の決定の方針
- 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
- 当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。
- 会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が長年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、さらなる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様にご買付けに応じるか否かを適切に判断していただく時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

なお、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.anestiwata-corp.com/jp>）に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。）

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第76期 (2022年3月31日現在)	科目	第76期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,326,320	流動負債	11,616,282
現金及び預金	14,319,597	支払手形及び買掛金	5,225,044
受取手形及び売掛金	8,004,883	短期借入金	856,923
商品及び製品	6,326,762	1年内返済予定の長期借入金	10,305
仕掛品	1,280,101	リース債務	254,526
原材料及び貯蔵品	3,222,945	未払法人税等	902,879
その他	1,434,802	賞与引当金	751,950
貸倒引当金	△262,772	役員賞与引当金	80,299
		製品保証引当金	256,356
		その他	3,277,995
固定資産	21,492,217	固定負債	3,992,250
有形固定資産	11,448,530	長期借入金	283,845
建物及び構築物	5,193,424	リース債務	1,011,814
機械装置及び運搬具	2,131,551	繰延税金負債	229,445
土地	2,212,639	退職給付に係る負債	2,231,837
リース資産	1,210,657	役員株式給付引当金	136,788
建設仮勘定	167,018	その他	98,519
その他	533,239		
無形固定資産	3,306,695	負債合計	15,608,532
のれん	981,998	(純資産の部)	
ソフトウェア	670,050	株主資本	34,582,856
その他	1,654,647	資本金	3,354,353
投資その他の資産	6,736,991	資本剰余金	1,008,864
投資有価証券	4,530,045	利益剰余金	31,245,575
繰延税金資産	1,211,958	自己株式	△1,025,936
退職給付に係る資産	717,208	その他の包括利益累計額	1,040,339
その他	288,503	その他有価証券評価差額金	378,134
貸倒引当金	△10,725	為替換算調整勘定	679,490
		退職給付に係る調整累計額	△17,285
		非支配株主持分	4,586,809
		純資産合計	40,210,005
資産合計	55,818,537	負債・純資産合計	55,818,537

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第76期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		42,337,011
売上原価		24,109,236
売上総利益		18,227,774
販売費及び一般管理費		13,447,564
営業利益		4,780,210
営業外収益		892,049
受取利息	60,856	
受取配当金	65,404	
為替差益	231,773	
持分法による投資利益	359,389	
雇用調整助成金	11,679	
その他	162,946	
営業外費用		99,970
支払利息	57,856	
コミットメントライン手数料	10,514	
その他	31,600	
経常利益		5,572,289
特別利益		15,131
固定資産売却益	3,180	
投資有価証券売却益	11,950	
特別損失		45,721
出資金評価損	34,427	
固定資産売却損	406	
固定資産除却損	10,887	
税金等調整前当期純利益		5,541,699
法人税、住民税及び事業税	1,639,721	
法人税等調整額	△246,729	1,392,992
当期純利益		4,148,706
非支配株主に帰属する当期純利益		607,310
親会社株主に帰属する当期純利益		3,541,395

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第76期 (2022年3月31日現在)	科目	第76期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,881,074	流動負債	5,436,648
現金及び預金	7,405,856	買掛金	1,837,066
受取手形及び売掛金	5,763,628	リース債務	238,869
商品及び製品	2,414,207	未払金	1,391,438
仕掛品	193,196	未払法人税等	606,336
原材料及び貯蔵品	1,041,188	預り金	24,600
その他	1,062,997	賞与引当金	577,118
固定資産	19,961,457	役員賞与引当金	80,299
有形固定資産	6,921,271	製品保証引当金	233,259
建物	2,977,247	その他	447,661
構築物	137,984	固定負債	3,214,999
機械及び装置	1,036,344	リース債務	923,075
車両運搬具	8,410	退職給付引当金	2,136,547
工具、器具及び備品	280,816	役員株式給付引当金	136,788
土地	1,268,453	その他	18,588
リース資産	1,063,554	負債合計	8,651,648
建設仮勘定	148,459	(純資産の部)	
無形固定資産	727,054	株主資本	28,812,749
借地権	790	資本金	3,354,353
ソフトウェア	576,274	資本剰余金	1,380,380
その他	149,989	資本準備金	1,380,380
投資その他の資産	12,313,131	利益剰余金	25,103,952
投資有価証券	2,376,337	利益準備金	838,588
関係会社株式	3,202,098	その他利益剰余金	24,265,363
出資金	19,912	別途積立金	9,700,000
関係会社出資金	4,291,545	繰越利益剰余金	14,565,363
関係会社長期貸付金	806,425	自己株式	△1,025,936
長期前払費用	3,186	評価・換算差額等	378,134
前払年金費用	781,999	その他有価証券評価差額金	378,134
繰延税金資産	757,181		
その他	85,171		
貸倒引当金	△10,725		
資産合計	37,842,531	純資産合計	29,190,883
		負債・純資産合計	37,842,531

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位：千円)

科目	第76期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		22,806,793
売上原価		13,932,540
売上総利益		8,874,252
販売費及び一般管理費		6,450,746
営業利益		2,423,505
営業外収益		1,280,464
受取利息	6,651	
受取配当金	833,262	
為替差益	228,597	
その他	211,953	
営業外費用		37,038
支払利息	19,608	
その他	17,429	
経常利益		3,666,932
特別利益		12,550
固定資産売却益	599	
投資有価証券売却益	11,950	
特別損失		57,274
固定資産除却損	10,263	
出資金評価損	34,427	
子会社株式売却損	12,583	
税引前当期純利益		3,622,208
法人税、住民税及び事業税	980,010	
法人税等調整額	△109,100	870,910
当期純利益		2,751,298

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤敏雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鳥海美穂

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤敏雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鳥海美穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項 第1号 ロ 及び ハ に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門からの監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則 第118条 第3項 イ の基本方針及び同号 ロ の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則 第118条 第3号 ロ の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2022年5月19日

アネスト岩田株式会社 監査等委員会

取締役 監査等委員（常勤） 鈴木 正 人 ㊞
社外取締役 監査等委員 大 島 恭 輔 ㊞
社外取締役 監査等委員 高 山 昌 茂 ㊞
社外取締役 監査等委員 松 木 和 道 ㊞

（注）監査等委員 大島恭輔、高山昌茂 及び 松木和道は、会社法 第2条 第15号及び、第331号 第6項 に規定する社外取締役であります。

以 上

トピックス

「健康経営銘柄2022」に初認定 (2021年3月)

従業員とその家族の健康に配慮した経営を実践している企業として、2022年3月9日に経済産業省より「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。

「健康経営銘柄」とは、経済産業省と東京証券取引所が共同で企業を選定する制度です。全業種で「健康経営優良法人」に認定された2,299社法人の中から、業種毎に原則1社が選定されます。

当社は従業員とその家族が「笑顔でイキイキ輝ける」ように、様々な健康維持・増進活動に戦略的に実施しております。一例として、当社食堂で栄養バランスのとれた「スマートミール」の提供を継続し、「健康な食事・食環境」認証制度の星数3★★★★に認定されました。また、社内トレーニングジムの設置など、健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取り組みをしている企業として、「スポーツエールカンパニー2022」にも認定されました。

これからも、全従業員に健康の大切さを啓蒙しつつ、健康維持・増進に向けた活動を全社一丸となって推進し、「機械セクタにおけるホワイト企業トップ」を目指してまいります。



健康経営に関する情報はこちら



コーポレートサイトリニューアル (2022年4月)

2022年4月より、当社WEBサイトをリニューアルしました。今回のWEBサイトリニューアルの目的は、「お客様との新たなコーポレート・コミュニケーションの形をデザインすること」です。

従来の当社のWEBサイトは、IR情報をまとめた「コーポレートサイト」と当社の製品情報をまとめた「製品サイト」が一つのサイトに混在している状態でした。それぞれのサイトで訪れるお客様が求めている情報は異なるため、かねてからそれぞれに特化したコミュニケーションの形が求められてきました。

今回のリニューアルでは、両者のサイトを分離し、企業情報や事業紹介、サステナビリティ、株主・投資家情報、採用情報などの情報を掲載する「コーポレートサイト」のデザインと構成を一新しました。

従来のWEBサイトは「製品サイト」として運用を続け、今後も内容の充実化を進めてまいります。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主総会 会場ご案内図

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社
TEL : 045-591-9344

交通

- 横浜市営地下鉄線「新羽駅」下車、徒歩15分
- 東急東横線「綱島駅」下車、東急バス②番のりば、「貝塚中町」下車、徒歩5分
②番「71系統 勝田折返所行き、72系統 新横浜駅行き、79系統 新羽営業所行き」



● 無料送迎バスのご案内

日吉駅及び新羽駅からは無料の専用バスをご利用いただけます。なお、天候や交通事情、株主総会の実施状況等により時間変更となる可能性がございます。

(株主総会終了時には、日吉駅及び新羽駅へ向かうバスをご用意しております)

出発時間

日吉駅 9:10発

新羽駅 9:15発

日吉駅



お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。